求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの取組について

独立行政法人日本スポーツ振興センター

１．独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「センター」といいます。）は、求職者等の皆様お一人おひとりの人格と尊厳を尊重し、安心して採用選考等に参加できる環境を整備することに努めます。

２．センターにおける求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、「センターが雇用する職員が採用活動、インターンシップその他これらに準ずる活動において、求職者等に対して行われる性的な言動」と定義します。

３．センターは、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを禁止します。以下にセクシュアルハラスメントの対象となる行為の具体例を示しますが、これらに限定されるものではありません。

《対象となる言動の例》

・性的な質問、冗談、からかい
・交際状況や結婚予定等への過度な質問
・食事やデートへの執拗な誘い
・不必要な身体接触
・求職者等に不安や不快感を与える言動

４．センターは、求職活動等に関するルールを以下のとおりとします。

①面談のルール

・原則として勤務時間内に実施する。
・事務所・会議室等の公的な場所で実施する。
・飲食店や私的な場所での面談は行わない。
・可能な限り複数名で対応する。

②連絡手段のルール

・連絡は業務用のメール及び電話を使用する。
・ＬＩＮＥ、Ｉｎｓｔａｇｒａｍ、Ｘ等の個人ＳＮＳは使用しない。
・個人的な連絡先の交換をしない。

５．センターは、求職者等に対するハラスメントへの対応として以下に取り組みます。

①事実関係の迅速かつ正確な確認及び対応
②相談体制の整備
③再発防止措置、役職員に対する教育・研修の実施

６．相談窓口

求職活動等を通じ、セクシュアルハラスメントの被害に遭われた又はその疑いがある場合は、下記の相談窓口までご連絡ください。

《相談窓口》　電話番号：０３－５４１０－９１２２

以上